

## デジタル広告による特定健診受診率向上事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注するデジタル広告による特定健診受診率向上事業業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 委託業務名

デジタル広告による特定健診受診率向上事業

### 2 目的

栃木県の市町国保被保険者における特定健診受診率は 38.1%であり、そのなかでも特に特定健診対象者である 40 歳～50 歳代の受診率が他の年齢層と比較しても低い状況である。（下記参照）

そこで、本事業ではマーケティング発想によるデジタルプロモーションを実施し、特定健診の対象者のうち受診率が低い年齢層に対して、特定健診を受診するメリット（生活習慣病の予防と早期発見など）等の情報を効果的かつ効率的に届け、特定健診受診率の向上及び定着を図る。

	性別	全年齢	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳
県	男性	35.8%	20.2%	21.6%	22.3%	24.9%	32.8%	42.6%	44.3%
	女性	41.9%	26.6%	28.4%	29.0%	32.6%	41.4%	47.3%	46.2%
全 国	男性	34.8%	19.2%	20.5%	22.0%	24.9%	32.1%	41.8%	44.1%
	女性	41.2%	24.9%	25.7%	27.9%	32.2%	40.0%	46.3%	47.4%

### 3 委託予定期間

契約締結の日から令和 8（2026）年 12 月 8 日までとする。

### 4 委託予定金額

2,139,500 円を上限とする。

### 5 本事業のターゲット

栃木県内市町国保被験者のうち受診率の低い 40～50 歳代

### 6 業務の内容

#### （1）広告制作

- ・ターゲットに向けて、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告（以下「クリエイティブ」という。）を制作すること。
- ・クリエイティブは、ターゲットに応じて趣向、素材、コピー等が異なるものを作成すること。なお、広告配信中に A/B テストの手法を取り入れ、検証と見直しを行うこと。
- ・クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。

#### （2）広告配信

- ・広告の種類や掲出プラットフォームは、Google、Yahoo! JAPAN、Instagram 等から適切なものを甲と

協議の上、決定する

- ・広告からの遷移先は下記ページを想定しているが、甲と協議のうえで決定すること。

栃木県公式ホームページ内「受診しましたか？特定健診」

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e09/r7tokuteikenshin.html>

### (3) 目標設定 (KPI 等)

- ・広告配信におけるコンバージョンはランディングページ 80%以上読了したセッションとし、広告表示回数を母数として 20%以上を目標とすること。
- ・その他、事業の目的の達成を図るために適切であると考える達成目標がある場合は、提案すること。

### (4) 効果測定及び報告業務

- ・広告配信開始 1 週間程度を目安に、原則として対面によるミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は 2 週間に 1 回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。また、甲から求めがある場合には、随時、報告書を作成し、提出すること。
- ・報告にあたっては、原則として、オンライン又は対面により甲とミーティングを行うこと。ミーティングを対面で行う場合は、原則として甲の所在地にて実施すること。
- ・甲が広告の実施状況を随時確認できるよう、広告管理システムの閲覧権限等を甲へ付与し、ID 及びパスワード等、閲覧に必要な情報を提供すること。なお、広告プラットフォームの性質上、閲覧権を付与できない場合は、代替策を確保すること。

### (5) ランディングページの改修に係る助言等

甲がランディングページの改修を実施するに当たり、本業務における事業効果の最大化や、広告配信の効果検証のため必要となる内容等（各種タグの設定等）について、甲の求めに応じて助言すること

## 7 その他業務実施に際しての留意事項

### (1) 総括責任者の配置

- ・乙は、本事業の実施に当たり、同種類似業務に関する十分な経験を有する者を総括責任者として定め、書面で甲に報告しなければならない。
- ・総括責任者は企画提案時点で明らかとするものとし、原則として変更できない。

### (2) 業務の進捗及び結果等の管理

- ・契約締結時には、速やかに広告運用計画及び実施工程表を作成し、甲に提出すること。
- ・事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、甲に提出すること。
- ・各種アカウント、タグマネージャー等の取扱いについて、「(別紙) デジタルプロモーション実施時における留意事項」を遵守すること。

### (3) 権利等

- ・本仕様書により制作された成果品の一切の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、完了検査をもって全て甲に移転すること。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- ・納品するクリエイティブに関する著作権肖像権等の権利は、甲に帰属するよう整理すること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、乙の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。

・乙は、甲が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

#### (4) その他

- ・本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、甲と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- ・本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- ・事業実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・甲は、必要に応じ、乙に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・各業務に係る撮影、編集、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、各種データ費等）は、全て委託金額に含むこと。
- ・見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」、を別立てで計上すること。
- ・本事業の再委託は原則として認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲が承諾した場合は、この限りでない。

### 8 提出物

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

#### (1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・広告運用計画及び実施工程表
- ・総括責任者通知書
- ・その他甲が必要と認める書類

#### (2) 事業完了後に速やかに提出するもの（成果品）

- ・実績報告書（A4判（紙及びPDFデータ））
- ・制作したクリエイティブを収めたDVD-ROM
- ・その他甲が業務確認に必要と認める書類

#### (3) 提出場所

栃木県保健福祉部健康長寿推進課

#### (4) 提出期限

令和8(2026)年12月8日

### 9 業務委託料の支払

委託料の支払は、事業完了検査後の精算払とする。

### 10 その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは甲と乙が協議の上、定めることとする。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。